

- サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号）（抄） . . . . . 1
- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）（抄） . . . . . 1
- 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）（抄） . . . . . 1
- 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）（抄）【重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）による改正後】 . . . . . 1
- 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）（抄） . . . . . 2
- 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄） . . . . . 2
- 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄） . . . . . 2
- 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）（抄） . . . . . 2
- 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（抄） . . . . . 2
- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）（抄）【海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十八号）による改正後】 . . . . . 3
- 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）【刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）による改正後】 . . . . . 4
- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）（抄） . . . . . 4
- 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）【刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後】 . . . . . 5
- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）（抄） . . . . . 6
- 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄） . . . . . 6
- 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）（抄）【刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後】 . . . . . 6



○ サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式（以下この条において「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）を通じて電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。

○ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第一条（略）

2（略）

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハマまでに掲げる事項に関するもの

○ 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）（抄）

（特定秘密の指定）

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。））にあつてはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になつていないものうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与え、おそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2・3（略）

○ 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）（抄）【重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）による改正後】

（装備品等秘密の指定等）

第二十七条 防衛大臣は、防衛省と装備品等の研究開発、調達、補給若しくは管理若しくは装備品等に関する役務の調達又は自衛隊の使用する施設の整備に係る契約（装備品等転仕様等調整の実施に係る契約を含む。以下この条において「装備品等契約」という。）を締結した事業者（以下この条において「契約事業者」という。）に対し、当該装備品等契約を履行させるため、装備品等又は自衛隊の使用する施設に関する情報であつて、公になつていないもの（自衛隊法第五十九条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員が漏らしてはならないこととされる秘密に該当する情報に限る。）のうち、その漏えいが我が国の防衛上支障を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密、特定秘密の保護に関する法律第三条第一

項に規定する特定秘密及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第三条第一項に規定する重要経済安保情報に該当するものを除く。  
（）を取り扱わせる必要があると認めるときは、これを装備品等秘密に指定し、その指定の有効期間を定めた上で、当該装備品等秘密を当該契約事業者に提供することができる。  
2  
3  
6  
（略）

○ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）（抄）

（重要経済安保情報の指定）

第三条 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であつて、公になつていないものうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密をいう。）及び特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）以下「特定秘密保護法」という。）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）を重要経済安保情報として指定するものとする。

2  
3  
（略）

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（設置）

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 前二項の委員会及び庁（以下それぞれ「委員会」及び「庁」という。）の設置及び廃止は、法律で定める。

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条（略）

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3  
4  
（略）

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2  
3  
4  
（略）

○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体

にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 (略)

○ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）（抄）【海上運送法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十八号）による改正後】

第五十条（特定社会基盤事業者の指定）

その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。以下この項及び第五十二条において同じ。）の提供を行うものとして政令で定めるものをいう。以下この章及び第八十六条第二項において同じ。）を行う者のうち、その使用する特定重要設備（特定社会基盤事業者の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものをいう。以下この章及び第九十二条第一項において同じ。）の機能が停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者を特定社会基盤事業者として指定することができる。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第一項に規定するガス事業

三 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条第五項に規定する石油精製業及び同条第九項に規定する石油ガス輸入業

四 水道法（昭和三十一年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業及び同条第四項に規定する水道用水供給事業

五 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第二項に規定する一種鉄道事業

六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業

七 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第六項に規定する貨物定期航路事業及び同条第八項に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの

八 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業

九 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業及び同条第二十項に規定する国内定期航空運送事業

十 空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下この号において同じ。）の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業

十一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業

十二 放送事業のうち、放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送を行うもの

十三 郵便事業

十四 金融に係る事業のうち、次に掲げるもの

イ 銀行法第二条第二項各号に掲げる行為のいずれかを行う事業

ロ 保険業法（平成七年法律第五号）第一条に規定する保険業

ハ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業、同条第二

ニ 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第一項に規定する信託業

- ホ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十項に規定する資金清算業及び同法第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業
- ヘ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十四条に規定する業務を行う事業及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第三十四条に規定する業務を行う事業
- ト 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三条第一項に規定する振替業
- チ 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業
- 十五 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号）第二条第三項に規定する包括信用購入あつせんの業務を行う事業
- 2・3 (略)

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）【刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）による改正後】  
（不正指令電磁的記録作成等）  
第六十八條の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録  
二 (略)

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 (略) 第三十五章 信用及び業務に対する罪

第二百三十三條 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百三十四條 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

(電子計算機損壊等業務妨害)

第二百三十四條の二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

○ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。  
一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）

二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）  
情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態に

させる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）

三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

○ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）【刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後】

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。
- 三 電気通信業務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- 四 電気通信事業 電気通信業務を他人の需要に應ずるために提供する事業（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第一百八条第一項に規定する放送局設備供給業務に係る事業を除く。）をいう。
- 五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項（同条第二項の規定により読み替え）に適用する場合を含む。）の規定による届出をした者をいう。

六（略）

七 利用者 次のイ又はロに掲げる者をいう。

- イ 電気通信事業者又は第六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間に電気通信業務の提供を受ける契約を締結する者その他これに準ずる者として総務省令で定める者
- ロ 電気通信事業者又は第三号事業を営む者から電気通信業務（これらの者が営む電気通信事業に係るものに限る。）の提供を受ける者（イに掲げる者を除く。）

（秘密の保護）

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2（略）

（適用除外等）

第六十四条（略）

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（略）

二 ドメイン名 インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために使用する番号、記号その他の符号のうち、アイ・ピー・アドレスに代わって使用されるものとして総務省令で定めるものをいう。

三 アイ・ピー・アドレス インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために使用する番号、記号その他の符号のうち、当該電気通信設備に固有のものとして総務省令で定めるものをいう。

四・五（略）

3（略）

第七十九条（略）

電気通信事業者の取扱中に係る通信（第六十四条第三項に規定する通信並びに同条第四項及び第五項の規定により電気通信事業者の取扱中に係る通信とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第十六条の二第二項第一号口の通知及び認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が取り扱う同項第二号口の通信履歴の電磁的記録を含む。）の秘密を侵した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 電気通信事業に従事する者（第六十四条第四項及び第五項の規定により電気通信事業に従事する者とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第六十六条の二第二項第一号又は第二号に掲げる業務に従事する者を含む。）が前項の行為をしたときは、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

○ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一・二 （略）
- 三 電子メールアドレス 電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。
- 四・五 （略）

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（治安出動時の権限）

第八十九条 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

2 （略）

（防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限）

第九十二条 （略）

2 警察官職務執行法及び第九十条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁法第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と、海上保安庁法第二十条第二項中「前項において準用する警察官職務執行法第七條」とあるのは、「この項において準用する警察官職務執行法第七條及びこの法律第九十条第一項」と、第十七条第一項とあるのは「この項において準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のため行う職務」と、海上保安庁長官」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

3・4 （略）

○ 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）（抄）【刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後】

- 2 第十四条 第九条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
- 3 有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
- 4 前二項の未遂罪は、罰する。
- （略）